

知立市市民等の協力による路上違反広告物除却推進実施要領

(協力員の登録)

第1条 協力団体が協力員を推薦若しくは変更するとき、又は市民等が協力員に応募するときは、路上違反広告物除却推進協力員（登録・変更）申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

(委嘱状等)

第2条 市長は、協力員を登録したときは、協力員に委嘱状（様式第2）を交付し、腕章（様式第3）を貸与するものとする。

2 協力員は、除却活動に従事するときは必ず腕章を着用するものとする。

3 除却活動には、市職員が随行するものとする。

(知識の習得)

第3条 市長は、協力員に対して路上違反広告物の除却活動等に関する知識の習得が図れるよう必要な措置を講ずるものとする。

(非除却対象広告物)

第4条 除却の対象としない広告物は、次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの

(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動のためのもの

(3) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示するもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）及び愛知県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛知県規則第102号）の規定に違反していないもの

(協力員の解任)

第5条 市長は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、協力員を解任するものとする。

(1) 協力員から申出があったとき。

(2) 協力員としてふさわしくないと認めるとき。

(違反広告物の処理)

第6条 協力員は、違反に係るはり紙を除却したときは、建設部建築課に提出するものとし、違反に係るはり札等、広告旗又は立て看板等を発見したときは建

設部建築課に報告するものとする。

(事故等)

第7条 協力員は、除却活動等に際して事故が発生したときは、速やかに建設部建築課に報告するものとする。

2 市長は、除却活動等に係る協力員の事故については、ボランティア活動保険に加入し対応するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

様式第1（第1条関係）

路上違反広告物除却推進協力員（登録・変更）申請書

年 月 日

（あて先）知立市長

団 体 名 _____

代表者氏名 _____
 （市民等の場合は個人名）

代表者住所 _____
 （市民等の場合は住所）

電話番号 _____

知立市市民等の協力による路上違反広告物除却推進実施要領第1条の規定に基づき、次のとおり申請します。

（以下の項目は、申請者が協力団体の場合に記入してください。）

協力員名簿 （記入欄が不足する場合は、裏面にご記入ください。）	ふりがな	住所	新任・再任・解任
	氏名	電話番号	
	ふりがな	住所	新任・再任・解任
	氏名	電話番号	
	ふりがな	住所	新任・再任・解任
	氏名	電話番号	
ふりがな	住所	新任・再任・解任	
氏名	電話番号		

受付印

様式第2（第2条関係）

様

知立市路上違反広告物除却推進協力員を委嘱します。

委嘱期間は 年 月 日から 年 月 日までとします。

年 月 日

知立市長

印

様式第3 (第2条関係)

